官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○令和七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三〇）　三
○特定複合観光施設区域整備法第九条第十項の期間を定める政令の一部を改正する政令（三一）　四
○子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（三二）　六
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（三三）　六

〔府令・省令〕
○独立行政法人男女共同参画機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（内閣府・文部科学三）　六
○私立学校法施行規則の一部を改正する省令（文部科学八）　一〇
○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令（同九）　三
○漁業災害補償法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一五）　三
○陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部組織規則等の一部を改正する省令（防衛五）　四〇

〔法規的告示〕
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学四五）　四
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（同四六）　五
○学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示（同四七）　六一
○独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示（同四八）　六三
○大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示（同四九）　四四
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（厚生労働八七）　六六
○介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額等の一部を改正する件（同八八）　一四二

〔その他告示〕
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和七年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件（文部科学・国土交通一）　一四三
○令和七年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（農林水産二七三）　一四四
○令和七年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同三七四）　一四四
○令和七年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同三七五）　一四五
○令和七年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第三条第三項の地域を指定する件（同三七六）　一四六
○令和七年に発生した林道についての災害に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第五条の三第一項の市町村を告示する件（同三七七）　一四七
○令和七年に発生した林道についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十四条第一項の区域を告示する件（同三七八）　一四七
○令和七年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十九条第一項第一号の区域を告示する件（同三七九）　一四八
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁九）　一四八

〔官庁報告〕
官庁事項
官報サービスセンターの変更の公表について（内閣府）　一四九
国家試験
令和七年度技術士第二次試験合格者（文部科学省）　一五〇
第二十一回紛争解決手続代理業務試験合格者（厚生労働省）　一五三

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。